

持ち家を有効活用しませんか? 「マイホーム借上げ制度」のご案内

現在の持ち家が広すぎる等で、「住みかえたいけど…」と思っている50歳以上の方、「マイホーム借上げ制度」を利用してみませんか?

内容は、50歳以上の方のマイホームを移住・住みかえ支援機構が借上げて、3年間の定期借家契約によって転貸するもので、県および移住・住みかえ支援機構と連携した空家活用・住みかえ支援事業(マイホーム借上げ制度)です。

対象:借上げるマイホームの主な条件

- ・所有者が50歳以上
- ・昭和56年6月以降の新耐震基準を満しているもの(耐震改修を行い基準を満たしていても可)

問合せ先

- ・県内総合窓口
ぐんま住まいの相談センター(群馬県住宅供給公社)
前橋市紅雲町1-7-12 住宅公社ビル1F ☎027-210-6634
- ・マイホーム借上げ制度運営団体
一般社団法人 移住・住みかえ支援機構 ☎03-5211-0757
- ・企画財政課
企画調整係(内線512,511)



下仁田町都市計画道路の見直しに対し、皆さんからの意見を募集します。

町では、平成22年度より都市計画道路の見直しを進めてまいりました。都市計画道路の素案策定にあたり、皆さんからの意見を反映するため、都市計画道路の見直し結果の縦覧を次のとおり実施します。

意見がある場合は、住所・氏名・電話番号を明記し、意見を書いて(様式自由)提出してください。皆さんからの意見を踏まえ、今後の都市計画の手続きを進めたいと考えております。

- ・日 程 6月1日(金)~15日(金)
- ・縦覧場所、時間 産業振興課(午前9時~午後5時)又は下仁田町ホームページ(24時間)
- ・意見の提出方法 郵送またはFAX(0274-82-5766)で産業振興課まで
- ・提出期限 6月25日(月)午後5時必着
- ・公表方法 ○提出された意見には町の考え方を整理し、後日広報等で公表します。
○公表は、プライバシー保護のため意見内容のみとします。
○個別回答はしません。

【問い合わせ先】
産業振興課
土木管理係(内線342)

シリーズ 年金

○付加保険料のご案内

将来、より高い老齢給付を受けるために、第1号被保険者(自営業者等)や65歳になるまでの任意加入被保険者は、ご希望により定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めることができます。付加保険料を納める場合には、定額保険料を納めることが必要です。

付加保険料を納めると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金を受けられます。付加年金の計算式は次のとおりです。

年金額 \parallel 2000円 \times 付加保険料を納めた月数

なお、国民年金基金に加入している方や多段階免除などの免除制度を利用している方は、付加保険料を納めることができます。

付加年金の加入をご希望の方は、お住まいの市役所・町村役場へお申し出ください。

○保険料を納め忘れた方には電話による納付のご案内をしています

国民年金保険料の納め忘れはありませんか?

保険料の納め忘れなどで未納となっている方に対して、日本年金機構が委託した会社が電話により保険料の納付のご案内をしています。この際、個人のプライバシーに関することについてお尋ねすることはありません。

大事な年金の受給権を失わないために、保険料はきちんと納めましょう。

国民年金保険料に関する問い合わせ先

・高崎年金事務所
国民年金課(☎027-322-7731)

